

# 説一切有部における衆同分の分類

櫻井良彦

## 0 序論

自性 (svabhāva)・自相 (svalakṣaṇa) を有する法 (dharma) が三世にわたって実有である (dravyato 'sti) とする主張は、説一切有部 (Sarvāstivādin, 以下 有部) の根本主張とされている。かかる三世実有説と並んで、心不相応行 (cittaviprayuktasaṃskāra) 法が実有であるとする主張も、有部を他の部派や大乘仏教諸派から区別する重要な指標の一つである。その心不相応行法に属する衆同分 (nikāyasabhāga)、同分性 (sabhāgatā, 同分) は、説一切有部の諸論書において、「諸有情にある共通性」、「諸有情にある共通性の原因」と定義され<sup>(1)</sup>、有部の業論や輪廻論の中で重要な役割を担っている。つまり衆同分は、有情の業によって引かれ、円満されるものであり、次生、もしくはそれ以降の生で獲得される結果である。そして、有情が特定の趣に輪廻転生した時、獲得された衆同分のはたらきによって、その有情は特定の趣の者たらしめられるのである<sup>(2)</sup>。

有部は、その衆同分を諸論書において多様に分類している。そこで筆者は、有部の衆同分の分類は、分類の視点の異なりにより、二つの系統に大別されることが出来るのではないかと考える。一つは、1. 「因果論・業論・輪廻論に基づく衆同分の分類」であり、もう一つは、2. 「認識論レベルから為される衆同分の分類」である。前者の系統はさらに、(a) 衆同分の五類門分別の文脈におけるものと、(b) 衆同分の詳説中において、有情の輪廻転生状況ごとに衆同分の分類を為すものにとに細分できると考え

<sup>(1)</sup> 説一切有部の衆同分の定義については、拙稿「衆同分について」『印度学仏教学研究』49-1, 2000, 12 及び拙稿「説一切有部における衆同分の定義」『仏教学研究』57(近刊) を参照。

<sup>(2)</sup> 有部の業論や輪廻論における衆同分の役割について、筆者は現在別稿を準備中である。

られうる。そこで、この仮説として立てた系統の下、衆同分の分類に言及する有部論書とその箇所を示せば、次の通りである。

1. 因果論・業論・輪廻論に基づいて衆同分を分類していると考えられうるもの

(a) 衆同分の五類門分別の文脈における衆同分の分類

- i. 『阿毘曇毘婆沙論』(以下 旧訳『毘婆沙論』) T 28 p. 108a16-23.  
『阿毘達磨大毘婆沙論』(以下 玄奘訳『婆沙論』) T 27 p. 138a11-20.  
\*単に『婆沙論』と略する時は、旧訳『毘婆沙論』と玄奘訳『婆沙論』との双方を総じて指すものとする。
- ii. 『阿毘達磨俱舍論』(以下『俱舍論』)  
・ *Abhidharmakośabhāṣya* (以下 *AKBh*)<sup>(3)</sup> p. 82.6-9.  
・ Tib. 訳 *AKBh* (以下 *AKBh(Tib)*) D 85b6-7, P 98a5-6.  
・ 玄奘訳『俱舍論』 T 29 p. 29c13, c15-18.  
・ 『阿毘達磨俱舍釈論』(以下 真諦訳『俱舍釈論』) T 29 p. 188a10-13.
- iii. 『阿毘達磨順正理論』(以下『順正理論』) T 29 p. 416a13, a15-22.  
『阿毘達磨顯宗論』(以下『顯宗論』) T 29 p. 813b3, b5-11.
- iv. *Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti* (以下 *ADV*)<sup>(4)</sup> p. 114.3-4.

(b) 衆同分の詳説中において、有情の輪廻転生状況ごとに衆同分を分類していると考えられうるもの

- i. 『雜阿毘曇心論』(以下『雜心論』) T 28 p. 943a17-25.
- ii. 『順正理論』 T 29 p. 400b1-3.  
『顯宗論』 T 29 p. 805c9-10.

2. 認識論レベルから衆同分を分類していると考えられうるもの

- i. 『入阿毘達磨論』(以下『入論』)  
・ \**Prakaraṇa Abhidharmāvatāra-nāma* (以下 *PAA*) D 319a1-3,  
P 412a7-b1.  
・ 『入論』 T 28 p. 987b5-10.

<sup>(3)</sup>Pradhan 本 (1st edition) を用いる (本稿末尾の参考文献一覧を参照のこと)。なお、偈のみに言及する時は、*AK* と略する。

<sup>(4)</sup>jaini 校訂本 (本稿末尾の参考文献一覧を参照のこと)。なお、偈のみに言及する時は、*AD* と略する。

- ii. 『俱舎論』
  - ・ *AKBh* p. 67.13-16.
  - ・ *AKBh*(Tib) D 74a2-4, P 83b7-84a2.
  - ・ 玄奘訳『俱舎論』T 29 p. 24a8-13.
  - ・ 真谛訳『俱舎釈論』T 29 p. 182a22-27.
- iii. *ADV* p. 89.6-9.

そこで、本論文の目的は、仮説として立てた衆同分の分類の系統分けを立証することにある。本稿の目的を項目立てて記せば次の様になる。

## 1. 因果論・業論・輪廻論に基づく衆同分の分類

- (a) 『婆沙論』・『俱舎論』・『順正理論』・『顕宗論』・*ADV* において為されている衆同分の五類門分別の文脈における衆同分の分類を解説し、その特徴を論じること。そして、この五類門分別における衆同分の分類が、因果論・業論・輪廻論に基づくものであることを明らかにすること。
- (b) 『雑心論』・『順正理論』・『顕宗論』の衆同分の詳説中に見られる有情の輪廻転生状況ごとに為されていると考えられうる衆同分の細分類を解説し、その特徴を論じること。そして、この衆同分の分類が、因果論・業論・輪廻論に基づくものであることを明らかにすること。

- 2. 『入論』・『俱舎論』・*ADV* の衆同分の詳説中に見られる衆同分の分類を解説し、その特徴を論じること。そして、この衆同分の分類が、随伴知を分類の基準としているという理由で、認識論レベルから為されるものであることを明らかにし、この分類が登場する思想史的背景を明らかにすること。

本論文が目的とする内容は以上の通りである。ただし、論述の順序は、上記の項目順ではなく、年代順に文献ごとに論じることとする<sup>(5)</sup>。

## 1 『婆沙論』における衆同分の分類

まず、『婆沙論』における衆同分の分類を考察する必要がある。しかし、旧訳『毘婆沙論』と玄奘訳『婆沙論』とは相違が見られる。そこで、旧訳『毘婆沙論』にお

<sup>(5)</sup>有部論書の成立順序については、櫻部建 [1969] に基づく。

る衆同分の分類を第一に示す。

資料1 旧訳『毘婆沙論』T 28 p. 108a16-23:

亦是報亦是依。

<第一釈> 報者説諸趣相似。如地獄衆生展轉相似。如是余趣余生当知亦展轉相似。依者説界相似。如欲界還似欲界。色無色界説亦如是。如界相似、如是方土族姓居家比丘婆羅門学無学、亦応随相説。

<第二釈> 復有説者。報者初生時所得者是也。依者後時所得者是也。如沙門還似沙門。婆羅門還似婆羅門。

又これ(衆同分)は、異熟(報)のものであって、等流(依)のものでもある。

<第一釈> 異熟のもの(異熟同分性)とは、諸々の趣の類似性を言う。例えば、地獄〔趣〕にいる衆生達が相互に類似している様に。同様に、〔人趣や天趣等の〕残りの趣〔にいる衆生達〕や〔四〕生〔の衆生達〕も相互に類似していることを知るべきである。等流(依)のもの(等流同分性)とは、界の類似性を言う。例えば、欲界〔にいる衆生達〕が相互に類似している様に。色・無色界〔にいる衆生達〕も同様である。〔或る〕界〔にいる衆生達〕が類似しているのと同様に、方土・族姓・居家・比丘・婆羅門・学・無学も特徴に従って説かれるべきである。

<第二釈> 又、或る者達は〔次の様に〕言う。「異熟(報)のもの(異熟同分性)とは、先天的に得ているものである。等流(依)のもの(等流同分性)とは、後天的に得るところのものである。沙門が相互に類似し、バラモンも相互に類似している様に」と。

次に、玄奘訳『婆沙論』における衆同分の分類を示す。

資料2 玄奘訳『婆沙論』T 27 p. 138a11-20:

問此衆同分為長養為等流為異熟。

答是異熟及等流非長養。非色法故。

<第一釈> 異熟者謂趣同分等。如地獄趣有情展轉相似。乃至天趣等有情亦然。等流者謂界同分等。如欲界有情展轉相似。乃至無色界等有情亦然。

<第二釈> 有説。異熟者謂初生時得。如与父母等展轉相似。等流者謂後時方得。如与沙門婆羅門等展轉相似。洲渚方土及族姓等有情同分、如理応知<sup>(6)</sup>。

<sup>(6)</sup>玄奘訳『婆沙論』にはこの資料2に示した他に、衆同分を異熟のものと等流のものとは分別する箇所がある。

【問】では、この衆同分は、長養のものであるのか、等流のものであるのか、異熟のものであるのか。

【答】〔これに対して〕答える。これ(衆同分)は、異熟のもの及び等流のものであって、長養のものではない。というのも、〔衆同分は〕色法ではないからである。

<第一釈>異熟のもの(異熟同分性)とは、趣の同分性等を言う。〔それは〕地獄趣の有情が相互に類似していること〔を言う〕。…中略…天趣等の有情も又同様である。等流のもの(等流同分性)とは、界の同分性等を言う。〔それは〕欲界所属の有情が相互に類似していること〔を言う〕。…中略…無色界等の所属の有情も又同様である。

<第二釈>或る者達は〔次の様に〕言う。「異熟のもの(異熟同分性)とは、先天的に得ているものを言う。例えば、〔子供が〕父母等と相互に似ている様に。等流のもの(等流同分性)とは、後天的に得ているものを言う。例えば、沙門は相互に類似しており、バラモンも相互に類似している様に。洲渚、方土及び族姓(種姓)等の有情同分性も理に従って理解されるべきである」と。

以上の様に『婆沙論』は、衆同分の五類門分別の文脈において、衆同分を異熟同分性と等流同分性とに大別する。

異熟同分性と等流同分性に関する解説を為す前に、旧訳と玄奘訳との相違点を指摘しておかねばなるまい。

第一に、旧訳『毘婆沙論』は、第一釈の異熟同分性に五趣と四生の同分性を配当している。それに対して玄奘訳は、異熟同分性の第一釈において四生の同分性を説かない。しかし、当然玄奘訳『婆沙論』も、「趣同分等」(趣の同分性等)と述べる中に四生の同分性を含意しているものと考えられる。

第二に、旧訳『毘婆沙論』は、第一釈の等流同分性に方土や族姓(種姓)等の同分性を配当する。それに対して玄奘訳は、それらを第二釈の等流同分性に配当している。そして旧訳『毘婆沙論』は、この第一釈の等流同分性において、「学・無学」という様な修道論上の区別に基づく衆同分の分類や、「居家(優婆塞)・比丘」という様な在家か出家かの区別に基づく衆同分の分類を為している。しかし、玄奘訳はその様な衆同分の分類を欠く。

---

玄奘訳『婆沙論』T 27 p. 737c5:

其衆同分非唯異熟、由彼亦通等流性故。

第三に、玄奘訳は、「初生時得」(先天的に得ているもの)とする第二釈の異熟同分性における実例に、「如与父母展転相似」(〔子供が〕父母等と相互に似ている様)という説明を加える。しかし、旧訳『毘婆沙論』にはその様な実例がない。

では次に、異熟同分性と等流同分性を解説する。

地獄趣の衆同分、人趣の衆同分といった五趣の衆同分は、過去世の善・不善の業という異熟因の結果、つまり異熟果である。第一釈の異熟同分性はこの点から言われるものである<sup>(7)</sup>。

次に第一釈の等流同分性とは、欲界同分性、色界同分性等が等流果であるという側面から言われるものであると考えられる。では等流果である欲界同分性等にとっての原因、つまり同類因は何であろうか？等流果としての等流同分性にとっての同類因は異熟同分性であろう。すなわち地獄趣の衆同分、人趣の衆同分という異熟同分性を同類因として、それに基づいて、欲界同分性等の等流同分性(等流果)を立てるのであると理解しうる<sup>(8)</sup>。「学・無学」等の同分性等も同様である。つまり、趣や生の同分性を同類因とし、それに基づいて、「学・無学」等の修道論上の区別に基づく同分性等を立てていると理解し得よう。

第二釈の異熟同分性とは、異熟同分性を先天的に得しているという側面から言ったものである<sup>(9)</sup>。或る有情が、過去世の業に基づき人趣という異熟果を受け、人趣として生まれる時、その有情は、異熟果としての人趣の衆同分を初生時に既に得していると思なしうからである。

等流同分性が、現在世において後天的に得するものであるという側面から言ったものが第二釈の等流同分性であると考えられる<sup>(10)</sup>。或る有情が、人趣として生まれ、生きている間、その有情は異熟果たる人趣の衆同分を受持し続けている。そして、その有情が出家して沙門となった場合、人趣の衆同分を受持し続けているのはもちろんだが、沙門の衆同分をも受持することになる。その場合、沙門の衆同分は、後天的に得たものであると言うことが出来よう。

『婆沙論』は先ず、因果論の視点から、衆同分を異熟同分性と等流同分性とに大別する。次に、輪廻転生した諸有情の、趣・界・地域・種姓等に基づく細分類を為している。従って、『婆沙論』における衆同分の分類は、因果論・業論・輪廻論に基づく分

<sup>(7)</sup>木村泰賢 [1930] p. 80 註 11 の解釈に基づく。

<sup>(8)</sup>木村泰賢 [1930] p. 80 註 11 の解釈に基づく。

<sup>(9)</sup>木村泰賢 [1930] p. 80 註 12 の解釈に基づく。

<sup>(10)</sup>木村泰賢 [1930] p. 80 註 12 の解釈に基づく。

類法と云うる。

## 2 『雑阿毘曇心論』における衆同分の分類

『婆沙論』が以上の様な衆同分の分類を為すのに対して、『雑心論』は次の様な衆同分の分類を為す。

資料3 『雑心論』 T 28 p. 943a17-25:

彼種類有六種。所謂、(1) 界種類、(2) 趣種類、(3) 生種類、(4) 処所種類、(5) 自身種類、(6) 性種類。

- (1) 界種類者、欲界衆生欲界衆生種類。色無色界亦如是。
  - (2) 趣種類者、於一趣生一趣種類。
  - (3) 生種類者、受一生一生種類。
  - (4) 処所種類者、生無忤獄無忤獄種類。乃至第一有亦如是。
  - (5) 自身種類者、同生一界一趣一生（一生者四生中一）、而有種種自身如衆鳥。如是比。
  - (6) 性種類者、所稟性同是性種類。
- 若六種類相似者、是名種類。

かの種類（衆同分）は、六種類である。即ち、(1) 界の種類（界の衆同分）、(2) 趣の種類（趣の衆同分）、(3) 生の種類（生の衆同分）、(4) 処所の種類（処所の衆同分）、(5) 自身の種類（多様な性質としての衆同分）、(6) 性の種類（種性の衆同分）である。

- (1) 界の種類（三界の衆同分）とは、〔例えば〕欲界の衆生にある、欲界の衆生の種類（衆同分）である。色・無色界も又同様である。
- (2) 趣の種類（五趣の衆同分）とは、或る一つの趣に生じた、或る衆生にある、その一つの趣の種類（衆同分）である。
- (3) 生の種類（四生の衆同分）とは、或る一つの生を受ける者にある、その一つの生の種類（衆同分）である。
- (4) 処所の種類（処所の衆同分）とは、〔例えば〕無忤地獄の種類（衆同分）である。…中略…有頂の者についても又同様である。
- (5) 自身の種類（多様な性質としての衆同分）とは、同じ様に或る一つの界、或る一つの趣、或る一つの生（「或る一つの生」とは、四生の中の一つの生）に生じた者にある、さらなる多様な性質である。例えば、多数の鳥達の様に。この様に、

推理されるべきである。

(6) 性の種類 (種姓の衆同分) とは、生まれつきの種姓が同じ者にある、性の種類 (種姓の衆同分) である。

〔以上の様に、〕六種類の相似があるので、これらを種類 (衆同分) と呼ぶのである。

『雑心論』における衆同分の分類は、三界・五趣・四生・四十処所等の有情の輪廻転生状況ごとに為されているという特色がある。従って、業論・輪廻論に基づく衆同分の分類と言えよう。

『雑心論』の衆同分の分類と、先述した旧訳『毘婆沙論』と玄奘訳『婆沙論』における衆同分の分類とを比較すると、趣の種類、生の種類は、異熟同分性に収められる。界の種類、界をさらに細分化した処所の種類は、等流同分性に収めることができる。自身の種類は、同一趣・同一界・同一生にいる者達にある、さらなる輪廻転生状況の違いに基づいて立てられたものである。それ故、趣・界・生をさらに細分類したものと見えるので、異熟と等流の双方に通じるものの様である。さらに、性の種類 (種姓の衆同分) は、等流同分性に配当されうる。何故ならば、旧訳『毘婆沙論』は第一釈において、又玄奘訳『婆沙論』は第二釈において、族姓 (種姓) の同分性を等流に配当しているからである。

この様に、『雑心論』の衆同分の分類は、因果論の立場からも考えることが可能な分類と見なしうる。従って、衆同分の分類が因果論・業論・輪廻論の立場から為されているという点で、『婆沙論』と『雑心論』とは本質的な違いは見られないのである。

### 3 『入阿毘達磨論』における衆同分の分類

『婆沙論』や『雑心論』が、因果論・業論・輪廻論に基づく衆同分の分類を為すのに対して、『入論』は、その様な衆同分の分類法を採らない。『入論』は、衆同分の詳説中において、衆同分 (同分性) を無差別同分性 (*abhinnā sabhāgatā*) と有差別同分性 (*bhinnā sabhāgatā*) とに大別する。

資料4 PAA D 319a1-3, P 412a7-b1:

de yang tha dad pa ma yin pa dang / tha dad pa'o //

(1) de la tha dad pa ma yin pa ni / sems can thams cad bdag la chags pa dang /  
kha zas 'dod par sems can so sor mthun pa gang yin pa'o //

(2) tha dad pa ni khams dang sa dang 'gro ba dang skye gnas dang / rigs dang

bud med dang skyes pa dang / dge slong dang dge bsnyen dang / slob pa dang  
mi slob pa la sogs pa'i bye brag gis tha dad pa de rnams kyi don gcig la 'dod  
pa'i nges pa'i rgyu'o //<sup>(11)</sup>

さらにそれ (同分性) は〔二種である。つまり〕無差別〔同分性〕と有差別〔同分性〕とである。

(1) そのうち、無差別〔同分性〕とは、諸有情全てには、有情各々について、我執・食への欲求という共通性がある〔が、この共通性の原因を〔無差別の〕衆同分と呼ぶのである。〕<sup>(12)</sup>

(2) 又、有差別〔同分性〕とは、界・地・趣・生・種姓・女・男・比丘・優婆塞・有学・無学等の差別に基づいて差別ある彼らにある、同じものに対する欲求を決定する原因である。

『俱舍論』も同様の衆同分の分類を為しているので、無差別同分性と有差別同分性に関する解説と、その特徴については、『俱舍論』における衆同分の分類を考察する箇所では論ずることにする。

#### 4 『俱舍論』における衆同分の分類

##### 4.1 「根品」第 41 偈 a に対する自註における衆同分の分類

世親 (Vasubandhu, 400-480 頃)<sup>(13)</sup> は『俱舍論』第二章「根品」第 41 偈 a 句に対する自註において、衆同分を詳説するに際し、『入論』と同様に、衆同分 (同分性) を無差別同分性と有差別同分性とに分類する。そしてこの二分類は『俱舍論』や『入論』より前の有部論書には見られない。この二分類は、荻原雲来氏、木村泰賢氏以来、Jaini 氏<sup>(14)</sup>等によって、Vaiśeṣika の上位の普遍 (para-sāmānya) と下位の普遍 (apara-sāmānya) と

(11) 『入論』 T 28 p. 987b5-10:

此復二種、一無差別、二有差別。

(1) 無差別者、謂諸有情皆有我愛同資於食樂欲相似、此平等因名衆同分。——身内各別有一。

(2) 有差別者、謂諸有情界地趣生種姓男女近事苾芻学無学等種類差別。——身内有同事業、樂欲定因名衆同分。

(12) 漢訳からの補い。「此平等因名衆同分。」(『入論』 T 28 p. 987b7)

(13) 世親の年代は干潟龍祥 [1954] に基づく。

(14) 荻原雲来・木村泰賢 [1920] p. 287, 木村泰賢 [1968] p. 230, Jaini, P. S. [1959] p. 537.

いう普通の二分類に酷似していることが指摘されてきた。だが、何故に『俱舍論』所述の有部や『入論』が、衆同分の分類を Vaiśeṣika の普遍と似た分類にしたのであるのか？その理由について、従来の研究は沈黙を守っている。そこで、有部が衆同分の分類を Vaiśeṣika の普遍分類と同じ分類法にした理由を考察する。

『俱舍論』所述の有部は次の様に衆同分を分類する。

資料5 *AKBh* p. 67.13-16:

sā punar abhinnā bhinnā ca /

(1) abhinnā sarvasattvānām sattvasabhāgatā / pratisattvaṃ sarveṣu bhāvāt /

(2-1) bhinnā punas teṣām eva sattvānām dhātubhūmigatīyonijāṭistīripuruṣo-  
pāsakabhikṣusaikṣāsāikṣyādibhedena pratiniyatā /

(2-2) dharmasabhāgatā punaḥ skandhāyatanadhātutaḥ /<sup>(15)</sup>

さらにそれ(同分性)は〔二種である。つまり〕無差別〔同分性〕と有差別〔同分性〕とである。

(1) 無差別〔同分性〕とは、諸有情全てにある、有情同分性である。各々の有情

<sup>(15)</sup> *AKBh*(Tib) D 74a2-4, P 83b7-84a2:

de yang tha dad pa ma yin pa dang / tha dad pa ste /

(1) tha dad pa ma yin pa ni / sems can thams cad sems can du skal ba mnyam pa ste /  
thams can la yang sems can re re yod pa'i phyir ro //

(2-1) tha dad pa ni sems can de dag nyid khams dang sa dang 'gro ba dang / skye gnas  
dang / rigs dang / pho dang / mo dang / dge bsnyen dang / dge slong dang / slob pa dang /  
mi slob pa la sogs pa'i bye brag gis so sor nges pa'o //

(2-2) chos kyi skal ba mnyam pa ni phung po dang skye mched dang khams kyi sgo nas so //

玄奘訳『俱舍論』T 29 p. 24a8-13:

此復二種。一無差別、二有差別。

(1) 無差別者、謂諸有情有情同分。一切有情各等有故。

(2-1) 有差別者、謂諸有情界地趣生種姓男女近事苾芻学無学等各別同分。一類有情各等有故。

(2-2) 復有法同分。謂隨蘊處界。

真諦訳『俱舍論』T 29 p. 182b22-27:

此有不異異。

(1) 不異謂一切衆生与衆生同分。隨一衆生同分。於一切衆生悉有故。

(2-1) 異謂一切衆生同分。由界地道雜生男女優婆塞比丘有学無学等差別。各不相応故。

(2-2) 亦有法同分。由陰入界等故。不異如前。

について、〔有情〕全てに存在するからである。

(2-1) 又、有差別〔同分性〕とは、それら諸有情にある〔ものであって〕、界・地・趣・生・種姓・女・男・優婆塞・比丘・有学・無学等の差別に基づいて決定された〔同分性〕である。

(2-2) さらに、〔有差別同分性には、有情所属の、五〕蘊・〔十二〕処・〔十八〕界に基づいて〔決定された〕法同分性もある。

先ず、無差別同分性とは、有情全てにある共通性である。如何なる有情であれ無差別同分性を持つという点で異なりはない。この無差別同分性は、『俱舍論』や『入論』以前の有部論書には見いだされない<sup>(16)</sup>。

次に、有差別同分性とは、無差別同分性の下位概念にあたる。その有差別同分性を細分すれば、有差別有情同分性 (bhinnā sattvasabhāgatā) と有差別法同分性 (bhinnā dharmasabhāgatā) とに分類される。有差別有情同分性とは、界・地・趣等の差別に基づいて区別された衆同分である。有差別法同分性とは、有情に所属する法たる五蘊や十二処や十八界にある衆同分である。

この有差別同分性には注目されるべき点が三つある。

一つは、従来 Cox 女史や櫻部氏等によって言われてきたことだが、法同分性 (dharma-sabhāgatā) という術語が、『俱舍論』以前の文献にみられないということである<sup>(17)</sup>。

二つ目は、『俱舍論』(資料5)と『順正理論』(資料11)には、法同分性の記述は見られるが、『入論』(資料4)とADV(資料14)には、法同分性の記述は見られないという点である<sup>(18)</sup>。

三つ目は、従来の研究によって見過ごされてきたことであるが、旧訳『毘婆沙論』(資料1)や玄奘訳『婆沙論』(資料2)によって異熟同分性・等流同分性と分類されたところの界・趣等や、『雜心論』(資料3)によって分類されたところの界・趣・生等の衆同分が、『俱舍論』では一括して有差別有情同分性に収められている点である。

衆同分を分類した後、『俱舍論』所述の有部は、衆同分の実有論証を為す。

<sup>(16)</sup>Cox, C. [1995] p. 108.

<sup>(17)</sup>Cox, C. [1995] pp. 110-111, 櫻部建 [1997] pp. 186-187.

ただし Cox 女史は、初期有部論書にみられる依得・事得・処得という三得に、この有差別法同分性の源泉があるのではないかと推測しておられる (Cox, C. [1995] pp. 110-111)。

又、福田琢氏も、依得・事得・処得という三得が衆同分と関係するものであることを指摘しておられる (福田琢 [1990])。

<sup>(18)</sup>櫻部建 [1997] pp. 186-187.

資料6 *AKBh* p. 67.16-18:

yadi sattvasabhāgatā dravyam aviśiṣṭam na syāt anyonyaviśeṣabhinneṣu  
sattveṣu sattvasattva ity abhedena buddhir na syāt prajñaptiś ca / evaṃ  
skandhādibuddhiprajñaptayo 'pi yojyāḥ /<sup>(19)</sup>

もし有情同分性という異なりなき〔別体なる〕実物がないとすれば、相互の異  
りに基づいて差別された諸有情に対して「〔これは〕有情である。〔これも〕有  
情である」という様に差別なく、知は起こらないであろうし、名称も〔起こら  
ないであろう〕。同様に、諸蘊等に対する知や名称も又、しかるべく〔理解される  
べきである〕。

例えば、我々は諸有情に対して「これは有情である。これも有情である」という  
随伴する知を起こす。そして『俱舍論』所述の有部は、もし無差別同分性という上位の  
衆同分がなければ、かかる随伴する知は起こらないであろうとする。又、より下位の  
有差別同分性についても同様である。もし、界の同分性がないならば「これは欲界所  
属の者である。これも欲界所属の者である」云々といった随伴する知が起こらないこ  
とになるう<sup>(20)</sup>。そして、五蘊の同分性がなければ「これは蘊である。これも蘊であ  
る」といった随伴する知が起こらなくなる<sup>(21)</sup>。

<sup>(19)</sup> *AKBh*(Tib) D 74a4-5, P 84a2-3:

gal te skal ba mnyam pa zhes bya ba'i rdzas khyad par med pa zhig med na phan tshun  
khyad par tha dad pa'i sems can rnams la bye brag med par sems can zhes bya ba'i blo 'jug  
pa dang 'dogs par yang mi 'gyur te / phung po la sogs pa'i blo dang 'dogs pa dag la yang de  
bzhin du sbyor bar bya'o //

玄奘訳『俱舍論』T 29 p. 24a15-18:

若無実物無差別相名同分者、展轉差別諸有情中、有情有情等無差別覺及施設不応得有。如是蘊等等無  
差別覺及施設如理応知。

真谛訳『俱舍論』T 29 p. 182b27-c1:

若無聚同分、非別有実物、於衆生由種種別類更互不同、此亦衆生、彼亦衆生、如此同智、及同言説、  
不応得成。陰等同智及同言説亦爾。

<sup>(20)</sup> *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā*(以下 *AKV*) p. 157.22-24, *AKV*(Tib) D 144b5-6, P 164b3-5.

<sup>(21)</sup> *AKV* p. 157.19-21, *AKV*(Tib) D 144b4-5, P 164b2-3.

『俱舍論』所述の有部が衆同分実有論証に随伴知を導入していることは明らかである。結果たる随伴する知から、原因たる衆同分が実在するということを導き出しているのである。衆同分が原因となって、随伴知や語を生じさせるというのである。つまり衆同分が有情に関する随伴知の対象、語の表示対象であるとするのである<sup>(22)</sup>。この様に『俱舍論』所述の有部は、衆同分と、有情に関する随伴知や語との間の因果関係を基にして、有情に関する随伴知や語という結果から、原因たる衆同分の実有を論証しているのである。このことは次の安慧 (Sthiramati) の註釈\* *Abhidharmakośabhāṣyaṭīkā Tattvārthā-nāma*(以下 *AKTA*) から読みとれよう。

資料7 *AKTA* D 216b7-217a5, P 253b6-253b4:

(Tib. 文中の強調、及び翻訳中のゴシック体の部分は、*AKBh* 本文)

'bras bu las de rdzas su yod pa nyid du bstan pa'i phyir / **gal te skal ba mnyam pa** zhes bya ba rgyas par 'byung ngo // **rdzas** zhes bya ba ni rtogs pa bsam par bya ba'i phyir te / btags pa la 'bras bu med pa'i phyir ro // **khyad par med pa** zhes bya ba'i 'dra ba yin gyi / spyi bzhin gcig nyid na ma yin no // phan tshun khyad par ni kha dog dang dbyibs dang nga ro dang spyod pa la sogs pa dang khams dang sa dang 'gro ba dang skye gnas la sogs pa ste tha mi dad pa'i dngos po gzhan zhig med na khyad par nges tha dad pa ste / phan tshun mi 'dra ba'i **sems can de dag thams cad la bye brag med par sems can sems can zhes bya ba'i blo 'jug pa dang 'dogs par yang mi**<sup>(23)</sup> 'gyur te / 'dogs pa ni mngon par brjod pa'o // de'i phyir sems can phan tshun tha dad pa dag la blo dang sgra dang 'bras bu nyid las dge sbyong gi tshul bzhin du skal ba mnyam pa'i rdzas zhig yod do zhes bya bar nges so //

de bzhin du phan tshun khyad par tha dad pa'i phung po dang skye mched dang khams rnams la yang gal te phung po'i skal ba mnyam pa'i rdzas khyad par med pa zhig med na phung po phung po zhes blo tha mi dad pa 'jug pa dang 'dogs par yang mi 'gyur ro // skye mched dang khams dag la yang de bzhin du brjod

<sup>(22)</sup>衆同分が語の表示対象としての役割を果たしていることについては、既に村上氏が指摘していることでもある。村上真完 [1990] pp. 105-106 「いろいろな、それぞれ異なる人がいるのに対して、「人である」と言いうる原理、「人」という概念(語)を可能にする原理(普遍)を考えているのである。」

<sup>(23)</sup>*AKTA* D 217b3, P 253b1 共に否定辞“mi”を欠くが、*AKBh* 本文には“mi”がある訳であるし、何より“mi”が無ければ理に合わない。又、この後で“blo tha mi dad pa 'jug pa dang 'dogs par yang mi 'gyur ro”( *AKTA* D 217a4, P 253b3-4) とあるので、“mi”を補う。

par bya'o //(24)

結果に基づいて、それ(同分性)が〔別個の〕実物として存在するということを示す為に、〔世親は、〕「もし同分性」云々と述べる。「〔別個の〕実物」とは、仮設のものとしてあることを否定する為である。仮設のものには、結果がないからである。「異なりなき」とは、「類似した」であって、〔Vaiśeṣikaの〕普遍の如く、単一性〔のものとして存在するもの〕ではない。「相互の異なり」とは、「色・形・声・行動等と界・地・趣・生等〔の異なり〕」である。もし別個の差別なきものが存在しないならば、異なりあるものは必ず差別あるもの〔のまま〕である。〔その結果、〕相互に類似せざるそれら諸有情全てに対して、「〔彼は〕有情である。〔彼も〕有情である」という様に差別なく、知は起こらないであろうし、名称も〔起こらないであろう〕。「名称」とは、「言葉」である。それ故に、相互に差別された諸有情に対して〔生ずる、〕結果である知や語に基づいて、沙門性の如く、同分性という或る実物が存在すると決定づけられる。

同様に、相互の異なりに基づいて差別された〔五〕蘊・〔十二〕処・〔十八〕界に対しても、もし、諸蘊の同分性という、或る異なりなき〔別個の〕実物が存在しないとすれば、「〔これは〕蘊である。〔これも〕蘊である」という様に、差別なく、知は起こらないであろうし、名称も〔起こらないであろう〕。〔十二〕処・〔十八〕界も又、同様に述べられるべきである。

資料6に示した如く『俱舍論』所述の有部は、衆同分実有論証に随伴知を導入している以上、衆同分の分類にもこの随伴知を、分類の基準として導入しているのではないか？ という推測が成り立つ。つまり、「これは有情である。これも有情である」という様に諸有情に対して随伴知のみを引き起こすものは、上位の無差別同分性であり、「これはパラモンであって、クシャトリヤではない」と随伴且つ排除の知を引き起こすものは、より下位の有差別同分性であるという様に。

実はこのような思考方法をとるのが、Vaiśeṣikaの普遍論である。Praśastapāda(紀元後5世紀)<sup>(25)</sup>の*Padārthadharmasamgraha* (alias *Praśastapādabhāṣya* 以下 *PBh*) は次の様に普遍を分類する。

<sup>(24)</sup>cf AKV p. 157.18-24, AKV (Tib) D 144b3-6, P 164b1-5. 満増 (Pūrṇavardhana) の\**Abhidharma-kośatikā Lakṣaṇānusārinī-nāma* (以下 *AKLA*) は *AKTA* とほぼ同文である。AKLA D 163b5-164a2, P 192a2-8.

<sup>(25)</sup>Vaiśeṣika の諸典籍の年代は全て Matilal, B. K. [1977] に依った。

資料8 *PBh* p. 2.6-9, *PBh*(with *NK*) p. 47.1-3:

sāmānyam dvididham param aparāñ ca / anuvṛttipratyayakāraṇam / tatra param sattā mahāviśayatvāt / sā cānuvṛtter eva hetutvāt sāmānyam eva / dravyatvādy aparam, alpaviśayatvāt tac ca vyāvṛtter api hetutvāt sāmānyam sad viśeṣākhyām api labhate /<sup>(26)</sup>

普遍は二種である。〔即ち、〕上位のものと下位のものである。〔普遍は、〕随伴知の原因である。

そのうち、上位のものは存在性である。というのも、領域が広大であるからである。そしてそれは、随伴〔する知〕のみの原因であるという理由で、普遍のみである。

下位のものは実体性等である。というのも、領域が狭いからである。そしてそれは、排除〔の知〕の原因でもあるから、普遍でありながら、特殊の名称をも得る。

*Praśastapāda* は、普遍を、存在性 (*sattā*) という上位の普遍 (*para-sāmānya*) と実体性 (*dravyatva*) や属性性 (*guṇatva*) 等の下位の普遍 (*apara-sāmānya*) に分類する。この分類の基準は随伴知である。つまり、「これは存在する。これも存在する」という様にただ随伴する知のみを起こすものは存在性という上位の普遍であり、「これは実体であって、属性ではない」と随伴且つ排除の知を生じさせるものは、実体性や属性性等の下位の普遍である。このことが資料8から読みとれる。

<sup>(26)</sup> *PBh* 範疇各説部分における普遍分類は次の通りである。

*PBh* p. 81.1, *PBh*(with *NK*) p. 668.1:

sāmānyam dvididham param aparam ca /

普遍は二種である。〔即ち、〕上位のものと下位のものである。

*PBh* p. 81.9-10, *PBh*(with *NK*) p. 670.1:

tatra sattāsāmānyam param anuvṛttipratyayakāraṇam eva /

そのうち、上位のものとは、存在性という普遍であり、ただ随伴する知の原因のみのものである。

*PBh* p. 82.1-2, *PBh*(with *NK*) p. 671.1-2:

aparam dravyatvaguṇatvakarmatvādy anuvṛttivyāvṛttihetutvāt sāmānyam viśeṣaś ca bhavati /

下位のものは、実体性・属性性・運動性等である。〔そしてそれは〕随伴及び排除の知の原因であるという理由で、普遍且つ特殊である。

この様に普遍を上位と下位に二分し、分類の基準に随伴知を導入する考え方は、世親や Praśastapāda に先行する *Vaiśeṣikasūtra* (紀元前 200 年頃～紀元後 1 世紀頃以下 *VS*) に既にみられる<sup>(27)</sup>。

資料 9 *VS* pp. 8.9-9.2:

sāmānyam viśeṣa iti buddhyapekṣam // *VS* I-2-3 //

bhāvaḥ sāmānyam eva // *VS* I-2-4 //

dravyatvaṃ guṇatvaṃ karmatvaṃ ca sāmānyāni viśeṣāś ca // *VS* I-2-5 //

anyatrāntyebhyo viśeṣebhyaḥ // *VS* I-2-6 //

sad iti yato dravyaguṇakarmasu // *VS* I-2-7 //

普遍と特殊とは知に基づく。( *VS* I-2-3)

存在 (=存在性) は普遍のみである。( *VS* I-2-4)

実体性・属性性・運動性は普遍且つ特殊である。( *VS* I-2-5)

〔普遍且つ特殊は〕究極的特殊を除いて〔いわれる〕。( *VS* I-2-6)

甲に基づいて、実体・属性・運動に対して「〔これは〕存在する。」という〔随伴する知が起こる場合、その甲が存在性である。〕( *VS* I-2-7)

*VS* I-2-3 の意味は、相互に異なるものに対する随伴する知という結果から、又、相互に他を排除する知という結果から、普遍と特殊との実在が認められるということである<sup>(28)</sup>。*VS* はこの見解の下、普遍を存在性 (*sattā* = *bhāva*) と、より下位の実体性等とに分類していることがわかる。

<sup>(27)</sup> 竹中智泰氏は、普遍を *para* と *apara* という術語を用いて二種に分類するのは Praśastapāda が最初であるが、この考え方は *VS* において既に見られるということを示している (竹中智泰 [1979] p. 46)。

<sup>(28)</sup> 竹中智泰氏の解釈に基づく (竹中智泰 [1974] pp. 95-94)。

野沢正信氏は、*VS* I-2-3 を知覚理論を述べる VIIIth *Adhyāya* と比較し、さらに何故 *VS* I-2-3 が因果論を述べる *VS* I-2-1～2 の後に置かれているのかを考察した結果、*VS* I-2-3 は、普遍や特殊と、それらによって生みだされる知との因果関係に基づき、普遍の実在を証明するものであると結論付ける (Nozawa, M. [1994])。

ところで、Praśastapāda は、普遍・特殊・内属という三範疇に共通する性質の一つとして「知を特徴とすること」(*buddhilakṣaṇatva*) を挙げている (*PBh* p. 3.12-13, *PBh*(with *NK*) p. 63.1)。つまり普遍・特殊・内属についての知は、普遍・特殊・内属が実在することに関する徴表、認識手段となるとしているのである (cf *NK* p. 64.6-8.)。Halbfass 氏は、この Praśastapāda の「知を特徴とすること」を「知に基づく」(*VS* I-2-3: *buddhyapekṣam*, 資料 9) に対する註釈であるとする (Halbfass, W. [1992] p. 117)。このことから、*VS* I-2-3 は、普遍や特殊とによって生みだされる知という結果から、普遍の実在が認められるということを示すものと言えよう。

『俱舍論』の無差別同分性と有差別同分性という衆同分の二分類は、諸先学が指摘してきた様に、確かに Vaiśeṣika の上位の普遍と下位の普遍という普遍の二分類と酷似している。そして、Vaiśeṣika は、結果である随伴知を基準にして普遍の分類をおこなっている。『俱舍論』の衆同分の二分類と Vaiśeṣika の普遍の二分類とが類似している以上、その二分類を成り立たせている基準、根拠も類似しているのではないかと推察される。つまり衆同分の分類が、無差別同分性と有差別同分性という様に、Vaiśeṣika の上位の普遍と下位の普遍という普遍の二分類に類似することになった理由は、『俱舍論』所述の有部が Vaiśeṣika と同じ様に衆同分の分類の基準に随伴知を導入した為であると考えられる。そして『入論』も、衆同分を無差別同分性と有差別同分性とに分類している以上、『入論』における衆同分の二分類も、『俱舍論』における衆同分の二分類と同様に、随伴知を分類の基準とするものと言える。

以上の考察の結果、『入論』と『俱舍論』所述の有部が為す、衆同分の二分類に関して、次の点が明らかとなった。

(イ) Vaiśeṣika は、普遍を上位のものと同下位のものに二分類している。『入論』(資料4)と『俱舍論』(資料5)における、無差別同分性と有差別同分性という衆同分の二分類は、Vaiśeṣika の普遍の二分類と酷似している。何故酷似しているのかといえれば、Vaiśeṣika は、随伴知を分類の基準にして普遍を二分類しているのだが、『入論』や『俱舍論』所述の有部も随伴知を分類の基準にして衆同分を二分類しているからである。従って、『入論』や『俱舍論』は、衆同分を分類するに際し、Vaiśeṣika の普遍の二分類法を採り入れたと考えられうる。

(ロ) そして、無差別同分性と有差別同分性という、この衆同分の二分類は、随伴知を分類の基準とするということからも明らかな様に、認識論レベルからの分類法と言える。

#### 4.2 心不相応行法の諸門分別における衆同分の分類

Vaiśeṣika は、随伴知を基準として、普遍を上位のものと同下位のものに分類する。資料5に示した様に『俱舍論』所述の有部は、その Vaiśeṣika の、随伴知を基準とする普遍の分類法を導入して、衆同分を無差別同分性と有差別同分性とに分類する。この分類法は『婆沙論』や『雑心論』には見られないものであった。しかし『俱舍論』所述の有部は、異熟同分性と等流同分性という『婆沙論』における衆同分の分類法を全く放棄してしまっただけではない。

資料10 AKBh p. 82.6-9:

yathā caite nāmakāyādayaḥ sattvākhyā naiṣyandikā anivṛtāvyaḥkṛtās ca  
tathā // AK II-47 //

sabhāgatā sā tu punar vipāko 'pi (AK II-48ab1)  
na kevalaṃ naiṣyandikī kāmarūpārūpyāvacarī /<sup>(29)</sup>

これら名身等が有情数であり、等流であり、無覆無記である様に、同分性も同様である。それは、等流であるばかりでなく、異熟でもある。〔又、同分性は、三界に通じ〕欲〔界〕・色〔界〕・無色〔界〕所属のものである。

『俱舍論』所述の有部は、心不相応行法の諸門分別の箇所、衆同分を、三界に通ずるものであり(界繫門)、有情数であり(情非情門)、無覆無記である(三性門)と分別する。

そして五類門分別に関して、『婆沙論』以来の定説を踏まえ、衆同分を異熟のもの(異熟同分性)であり、等流のもの(等流同分性)であると大別する。『俱舍論』所述の有部は、『婆沙論』と同様に、衆同分を異熟同分性と等流同分性とに分類しているのである。

この様に『俱舍論』所述の有部は、認識論レベルから為される衆同分の分類ばかりでなく、因果論・業論・輪廻論に基づく衆同分の分類も為しているのである。

<sup>(29)</sup> *AKBh*(Tib) D 85b6-7, P 98a5-6:

ji ltar ming gi tshogs la sogs pa 'di dag sems can du ston pa dang / rgyu mthun pa las byung  
ba dang / ma bsgrigs la lung du ma bstan pa dag yin pa / de bzhin skal mnyam de ni rgyu  
mthung pa las byung ba 'ba' zhig ma yin gyi / rnam par smin pa 'ang yin / khams gsum pa  
ste / 'dod pa dang / gzugs dang gzugs med pa na spyod pa yin no //

玄奘訳『俱舍論』T 29 p. 29c13, c15-18:

同分亦如是并無色異熟。

論曰。亦如是言。為顯同分如名身等通於欲色有情等流無覆無記。并無色言顯非唯欲色。言并異熟顯非唯等流。是界通三。類通二義。

真諦訳『俱舍論』T 29 p. 188a10-13:

如名聚等衆生名等流果無覆無記。如此同分亦爾。偈曰。同分亦果報。三界有。釈曰。又此亦是果報果。不但等流果。此通三界有。或欲界或色界或無色界有。

## 5 『順正理論』と『顕宗論』における衆同分の分類

### 5.1 衆同分詳説中に見られる衆同分の分類

次に『順正理論』と『顕宗論』における衆同分の分類を考察する。衆賢 (Saṃgha-bhadra) の『順正理論』は、『俱舍論』への反駁書であり、有部の正統説を顕正した書として知られているからである。そして『顕宗論』は、その略論とされているからである。

まず衆賢は、衆同分を解説するに際し、衆同分を定義した後、次の様に衆同分を分類する。

資料 1 1 『順正理論』 T 29 p. 400b1-3, 『顕宗論』 T 29 p. 805c9-10:

- (1) 就界趣生処身等別、有無量種有情同分。
- (2) 復有法同分、謂隨蘊處界。
- (1) 界・趣・生・処所・身等の区別に従って、数え切れない程の種類の有情同分性がある。
- (2) さらに又、〔五〕蘊・〔十二〕処・〔十八〕界に従って、法同分性がある<sup>(30)</sup>。

衆賢は、『入論』や『俱舍論』所述の有部の様に、随伴知を基準とする無差別同分性と有差別同分性という二分類を為していない<sup>(31)</sup>。資料 4 と 5 の考察で明らかにした様に、『入論』や『俱舍論』所述の有部が為す衆同分の分類は、Vaiśeṣika の普遍の二分類と酷似している。『俱舍論』所述の經量部は、「有部の衆同分は Vaiśeṣika の普遍と同じではないか？ 有部は衆同分の名を借りて Vaiśeṣika の普遍を説いているにすぎないのではないか？」と論難する<sup>(32)</sup>。有部が定義に引き続き、衆同分の分類において、Vaiśeṣika 流の普遍の二分類にしてしまつては、その經量部の批判を自ら認めることになってしまう。そこで筆者には、「衆賢は經量部の批判を回避する為に、随伴知を基準とする衆同分の二分類を為さなかつたのではないか？」と思えてならない。しかし、『順正理論』を注意深く読むと、

<sup>(30)</sup>cf 元瑜『述文記』卍 53 p. 533b10-13:

若拋実義、同分非一。所謂三界五趣四生四十二住处、或中辺处、男女等身、婆羅門等姓、近事苾芻学無学等無量差別。若拋法説、隨於蘊等、復有無量。皆依内法不約無情。

<sup>(31)</sup>Cox, C. [1995] p. 108.

<sup>(32)</sup>AKBh p. 68.4-6, AKBh(Tib) D 74b2-3, P 84b2-3, 玄奘訳『俱舍論』 T 29 p. 24b1-4, 『俱舍釈論』 T 29 p. 182c13-16.

資料 1 2 『順正理論』 T 29 p. 400b28-29, 『顯宗論』 T 29 p. 806a7-8:

由諸同分是同類事等因性故、即為同類展轉相似覺施設因。

これら諸同分性は、類似する行動等の原因たる性質を持つという理由で、同類のものに対して、継時的に、類似する知と名称の原因となるのである。

という様に、衆賢は、有情に関する随伴知や語の原因が衆同分であるとしている。つまり、衆同分と、有情に関する随伴知や語との間に因果関係があることを認めている。それ故に、『俱舍論』所述の有部の記述の仕方に従えば、随伴知を基準とした衆同分の分類を為しても良い筈である。何故、衆賢が、無差別同分性と有差別同分性という衆同分の二分類を為さなかったのか？衆賢はこの二分類に反対していたのか？

筆者は、未だこの二つの疑問に答えることは出来ない。しかし、資料 1 1 の『順正理論』と『顯宗論』における衆同分の分類に関して、少なくとも次の点は言えるであろう。

(イ) 『俱舍論』において初めて登場する法同分性を衆賢も受け入れている。

(ロ) 衆賢は、随伴知を基準とする無差別同分性と有差別同分性という Vaiśeṣika 流の衆同分の二分類を為さない。衆賢がその衆同分の二分類に反対していたかどうかは不明である。

(ハ) 有情同分性のみに関して言えば、衆賢は、『雜心論』と同様に、界・趣・生・処所等の有情の輪廻転生状況ごとに衆同分を分類している。この点で、資料 1 1 の『順正理論』と『顯宗論』における衆同分の分類は、有情同分性のみに関して、『雜心論』と同じ、業論・輪廻論に基づく分類法である。そして、異熟同分性・等流同分性という『婆沙論』の衆同分の分類に還元しうる。従って、この資料 1 1 に示した衆同分の分類は、因果論・業論・輪廻論に基づく衆同分の分類の系統にあるものと見なすことが出来る。

## 5.2 心不相応行法の諸門分別における衆同分の分類

衆賢は、心不相応行法の諸門分別の箇所において、『俱舍論』と同じ偈を引き、同じ解説をする<sup>(33)</sup>。つまり、界繫門、情非情門、三性門の各分別に関して、衆同分は三

(33) 『順正理論』 T 29 p. 416a13, a15-18, 『顯宗論』 T 29 p. 813b3, b5-8:

同分亦如是 并無色異熟

論曰。亦如是言、為顯同分如名身等、通於欲色有情等流無覆無記。并無色言、顯非唯欲色。言并異熟、顯非唯等流。是界通三類通二義。

界に通じ、有情数であり、無覆無記であるとされる。そして衆賢は、五類門分別に関して、従来の有部の定説通りに、衆同分を異熟のものであり、等流のものであるとする。この五類門分別において衆賢は、次の様に旧訳『毘婆沙論』や玄奘訳『婆沙論』と似た様な解説を為す。

資料13 『順正理論』T 29 p. 416a18-22, 『顯宗論』T 29 p. 813b8-11:

<第一釈>云何異熟。謂地獄等及卵生等趣生同分。

云何等流。謂界地処種姓族類沙門梵志学無学等所有同分。

<第二釈>有余師説。諸同分中<sup>(34)</sup>、先業所引生是異熟同分。現在加行起是等流同分。

<第一釈>【問】異熟のもの(異熟同分性)とは如何なるものか？

【答】〔これに対して〕答える。〔異熟同分性とは、〕地獄等や卵生等の趣と生との同分性である。

【問】等流のもの(等流同分性)とは如何なるものか？

【答】〔これに対して〕答える。〔等流同分性とは、〕界・地・処・種姓・族類・沙門・バラモン・学・無学等の所有する同分性である。

<第二釈>他の者達は〔次の様に〕言う。「諸々の同分性の中で、異熟同分性とは、先の〔世の〕業に引かれる生(=衆同分)である。等流同分性とは、現在〔世〕の加行によって起こるものである。」と。

資料13の『順正理論』と『顯宗論』における衆同分の分類を、先述した旧訳『毘婆沙論』や玄奘訳『婆沙論』における衆同分の分類と比較しながら解説する。

まず、等流同分性に関して、玄奘訳『婆沙論』の第二釈(有余師説)に相当するものが、『順正理論』と『顯宗論』では第一釈となっている。この点で、旧訳『毘婆沙論』と、『順正理論』及び『顯宗論』は共通する。

又、第二釈の異熟同分性に関して、旧訳『毘婆沙論』と玄奘訳『婆沙論』において、それぞれ「初生時所得」、「初生時得」とされていたものが、『順正理論』と『顯宗論』とでは「先業所引生」となっている。例えば、地獄趣の衆同分を引く業を為した有情は、その業に基づき、次世もしくはそれより後の世において、地獄趣に生ずることになる。第二釈の異熟同分性は、引業によって引かれた一生(=衆同分)を指すと考えられる<sup>(35)</sup>。

<sup>(34)</sup> 『顯宗論』は「諸同分中」を欠く。

<sup>(35)</sup> 或る有情が、過去世の業に基づいて人趣として生まれる時、その有情は、異熟果としての人趣の衆同

最後に、第二釈の等流同分性に関して、旧訳『毘婆沙論』と玄奘訳『婆沙論』において、それぞれ「後時所得」、「後時方得」とされていたものが、「現在加行起」という様に、より明確になっている。

『順正理論』と『顯宗論』の心不相応行法諸門分別おける衆同分の分類に関して、結論を述べたい。

資料13に見られる様に、『順正理論』と『顯宗論』は、『婆沙論』と同様に、先ず因果論の視点から衆同分を異熟同分性と等流同分性とに大別する。次に、輪廻転生した諸有情の趣・界・種姓等や現在世の加行等に基づく細分類を為している。それ故に、資料13の『順正理論』と『顯宗論』における衆同分の分類は、『婆沙論』と同じ因果論・業論・輪廻論に基づく分類法である。

## 6 *Abhidharmadīpa* における衆同分の分類

### 6.1 第134偈に対する註釈部分における衆同分の分類

*ADV* は資料14の様に衆同分を分類する。*ADV* の衆同分の解説部分は、大部分が『入論』と『俱舍論』からの引用であり、衆同分の分類の箇所も例外ではなく、『入論』からの引用と思われる。ただし、若干の文言の相違が見られる<sup>(36)</sup>。

分を既に得していると見なしうる。そして、その有情が、人趣に在世していた時に為した業に基づいて天趣に生ずる場合、人趣として生きているその有情が死ぬ時に、人趣の衆同分を捨し、天趣として生ずる時に、天趣の衆同分を得るのである。その有情は、人趣として在世している間は人趣の衆同分を有している。それ故に、衆同分が一生の意味で用いられる場合がある。引業・満業の問題において登場する衆同分は、ほとんどこの意味で用いられている。

*AKBh* p. 258.13(cf *AKBh*(Tib) P 250a5, 玄奘訳『俱舍論』T 29 p. 92a25-26, 真谛訳『俱舍論』T 29 p. 246c24.):

janmeti nikāyasabhāgasyākhyā / tatra hi labdhe jāta ity ucyate /

「生」とは、「衆同分」にとっての名称である。何故ならば、それ(衆同分)が得られる時、「生まれた」と呼ばれるからである。

『順正理論』T 29 p. 585b22, 『顯宗論』T 29 p. 885a14-15:

此一生言顯衆同分。以得同分方説名生。

それ故に、今の場合も、「先業所引」という様に、引業の文脈で「生」があるので、「先業所引生」の「生」とは衆同分を指すと見て間違いはない。

<sup>(36)</sup>資料4の『入論』における衆同分の分類を参照にされたい。

資料 1 4 *ADV* p. 89.6-9:

sā punar abhinnā bhinnā ca /

(1) abhinnā sarvasattvānāṃ sattvasabhāgatā / sā pratisattvaṃ sarveṣv ātma-snehāhāraratisāmyāt /

(2) bhinnā punas teṣāṃ eva sattvānāṃ dhātubhūmigatīyonijātiṣṭripuruṣo-pāsakabhikṣuśaikṣāsāikṣādīnāṃ ekārtharucitvabhedapratiniyamahetuḥ /

さらにそれ(同分性)は〔二種である。つまり〕無差別〔同分性〕と有差別〔同分性〕とである。

(1) 無差別〔同分性〕とは、諸有情全てにある有情同分性である。何故ならば、それ(有情同分性)は、有情各々について、〔諸有情〕全てにおける、我執・食への欲求の共通性であるからである。

(2) 又、有差別〔同分性〕とは、界・地・趣・生・種姓・女・男・比丘・優婆塞・有学・無学等の、それら諸有情にある、同じものに対する様々な欲求を決定する原因である。

衆同分を無差別同分性と有差別同分性とに大別していることから明瞭な様に、*ADV* における衆同分の分類も、『入論』(資料 4)と『俱舍論』(資料 5)における衆同分の分類と同様、随伴知を基準とする分類法である。つまり、認識論レベルから為される衆同分の分類である。そして『入論』と同様に、法同分性に言及していない。

## 6.2 心不相応行法の諸門分別における衆同分の分類

*ADV* も、『俱舍論』(資料 1 0)や『順正理論』、『顕宗論』(資料 1 3)と同様に、心不相応行法の諸門分別における、衆同分の五類門分別の箇所で、衆同分を異熟と等流とに大別する。

資料 1 5 *ADV* p. 114.3-4:

yathā caite nāmādayaḥ

tathaiva ca vipākaś ca sābhāgyaṃ (*AD* 149cd1)<sup>(37)</sup>

<sup>(37)</sup>この後の註釈箇所から“ tṛtīyo ’dhyāyaḥ / caturthapādaḥ ”の途中までの写本は失われてしまっている。*ADV* pp. 114-115.

ドイツ第二次トルファン探検隊が Sängim の右岸の第三 Stūpa で発見した未発表の梵文写本の中に、Kat. -Nr. 1705 という番号が付された紙本の断簡があるが、榎本文雄氏はこれが *ADV* に相当するもの

これら名等と同様に、同分性も〔有情数であり、等流性であり、無覆無記である〕。又、〔同分性は〕異熟のものでもある。

*ADV* がどの様に詳細に解説を為しているかが興味深いところである。しかし、残念ながらこの後の註釈箇所は失われてしまっているので、我々は *ADV* がどの様な解釈をしているかを知ることが出来ない。

ともかくも、*ADV* は、認識論レベルの衆同分の分類ばかりでなく、心不相応行法の諸門分別の箇所で、衆同分を異熟同分性と等流同分性とに分類しているのである。つまり、因果論・業論・輪廻論に基づく衆同分の分類を為しているのである。

## 7 結論

以上の考察の結果、次の点が明らかになった。

1.

- (a) 旧訳『毘婆沙論』(資料1)と玄奘訳『婆沙論』(資料2)は、衆同分の五類門分別の文脈において、衆同分を異熟同分性と等流同分性とに大別している。これは、因果論・業論・輪廻論の観点から為される分類法と言える。そして、因果論・業論・輪廻論に基づく「異熟同分性・等流同分性」という衆同分の分類は、『婆沙論』以降でも『俱舍論』(資料10)・『順正理論』・『顯宗論』(資料13)・*ADV*(資料15)といったほとんどの有部論書に見られる。従って、有部においては元来この分類法が主流であることがわかる。このことは、衆同分が有部の因果論・業論・輪廻論の文脈で役割を果たすものであるということを示唆している。
- (b) 『雑心論』(資料3)は、諸有情の輪廻転生状況に応じて衆同分を分類する。そして『雑心論』における衆同分の分類は、「異熟同分性・等流同分性」という『婆沙論』の衆同分の分類に還元しうる。それ故、『婆沙論』における衆同分の分類と『雑心論』における衆同分の分類は、本質的な面での差異はないと考えられうる。そして、資料11の『順正理論』と『顯宗論』における衆同分の分類は、有情同分性のみに関して、『雑心論』と同じ、業論・輪廻

---

であることを比定した。その中の断片 (b) は、能作因や異熟因を説くので、*ADV* p. 114 の欠損箇所の一部に相当すると榎本氏は推定しておられる(榎本文雄 [1988] p. 420)。

いずれにせよ、衆同分の諸門分別に対する *ADV* の解説部分は欠損箇所のままである。

論に基づく分類法であり、「異熟同分性・等流同分性」という『婆沙論』の衆同分の分類に還元しうる。従って、因果論・業論・輪廻論に基づく衆同分の分類である。

2. Vaiśeṣika は、普遍を上位のものと同位のものに二分している。『入論』(資料4)と『俱舍論』(資料5)、及び *ADV*(資料14) が、衆同分の詳説中において為す無差別同分性と有差別同分性という衆同分の二分は、Vaiśeṣika の普遍の二分と酷似している。何故酷似しているのかといえば、Vaiśeṣika は随伴知を分類の基準にして普遍を二分しているのだが、『入論』や『俱舍論』所述の有部、そして *ADV* も、随伴知を分類の基準にして衆同分を二分しているからである。従って、『入論』や『俱舍論』は、衆同分を分類するに際し、Vaiśeṣika の普遍の二分法を採用入れたと考えられうる。そして、無差別同分性と有差別同分性という、この衆同分の二分は、随伴知を分類の基準とするということからも明らかな様に、認識論レベルからの分類法と言える。

本論文は、平成12年度龍谷仏教学会学術研究発表会(2000年12月19日)において筆者が発表した「*abhinnā sabhāgatā* と *bhinnā sabhāgatā*」に加筆訂正を加えたものである。執筆にあたり、神子上恵生先生及び武田宏道先生より種々の御教示を賜りました。ここに感謝の意を表します。

## 参考文献一覧

### 一次資料

#### (1) Sanskrit 及び Tibetan

*AD* = *Abhidharmadīpa*. *ADV* を見よ。

*ADV* = *Abhidharmadīpa with Vibhāṣāprabhāvṛtti*, ed. by Jaini, P. S. Patna: K. P. Jayaswal Reseach Institute, 1977.

*AK* = *Abhidharmakośa*. *AKBh* を見よ。

*AKBh* = *Abhidharmakośabhāṣya of Vasubandhu*, ed. by P. Pradhan. Patna: K. P. Jayaswal Reseach Institute, 1967.

*AKBh(Tib)* = *Abhidharmakośabhāṣya* by Vasubandhu. D 4090, P 5591.

*AKV* = *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā*, ed. by Wogihara, Unrai. Tokyo: Sankibo Buddhist Book Store, 1989. Reprint(First edition, 1932-1936).

AKV(Tib) = *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā* by Yaśomitra. D 4092, P 5593.

AKLA = \**Abhidharmakośaṭīkā Lakṣaṇānusāriṇī-nāma* by Pūrṇavardhana.

D 4093, P 5594.

AKTA = \**Abhidharmakośabhāṣyaṭīkā Tattvārthā-nāma* by Sthiramati. D 4421,

P 5875.

NK = *Nyāyakandalī. PBh(with NK) を見よ。*

PAA = \**Prakarāṇa Abhidharmāvatāra-nāma* by \*Skandhila. D 4098, P 5599.

PBh = *Word Index to the Praśastapādabhāṣya*, edited by Bronkhorst, Johannes, and Yves Ramseier. Delhi: Motilal Banarsidass, 1994.

PBh(with NK) = *Nyāyakandalī, being a commentary on Praśastapādabhāṣya, with three subcommentaries*, edited by S. Jetly, J. and Vasant G. Parikh. Gaekwad's Oriental Series No. 174. Vadodara: Oriental Institute, 1991.

VS = *Vaiśeṣikasūtra of Kaṇāda with the Commentary of Candrānanda*, edited by Muni Śrī Jambuvijayaji, Gaekwad's Oriental Series No. 136. Vadodara: Oriental Institute, 1982.

## (2) 漢訳 及び 漢文注釈書

『婆沙論』 = 五百大阿羅漢等造 『阿毘達磨大毘婆沙論』 玄奘訳, T 27, No. 1545.

旧訳 『毘婆沙論』 = 迦梅延子造 五百羅漢訳, 『阿毘曇毘婆沙論』 浮陀跋摩・道泰等共訳, T 28, No. 1546.

『雑心論』 = 法救造 『雑阿毘曇心論』 僧伽跋摩等訳, T 28, No. 1552.

『入論』 = 塞建陀羅造 『入阿毘達磨論』 玄奘訳, T 28, No. 1554.

玄奘訳 『俱舍論』 = 世親造 『阿毘達磨俱舍論』 玄奘訳, T 29, No. 1558.

真谛訳 『俱舍積論』 = 世親造 『阿毘達磨俱舍積論』 真谛訳, T 29, No. 1559.

『順正理論』 = 衆賢造 『阿毘達磨順正理論』 玄奘訳, T 29, No. 1562.

『顯宗論』 = 衆賢造 『阿毘達磨顯宗論』 玄奘訳, T 29, No. 1563.

元瑜 『述文記』 = 元瑜述 『順正理論述文記』 卅 53, No. 843.

## 二次資料

### (1) 和文

榎本文雄 [1988] 「Abhidharmadīpa のトルファン出土梵文写本断片」 『印度学仏教学研究』 37-1.

- 荻原雲来・木村泰賢 [1920] 「阿毘達磨俱舍論」『国訳大蔵経 論部第 1 1 巻』東京: 国民文庫刊行会.
- 木村泰賢 [1930] 「阿毘達磨大毘婆沙論」『国訳一切経・毘曇部 8』東京: 大蔵出版社.
- 木村泰賢 [1968] 『小乗仏教思想論』木村泰賢全集 第 5 巻, 東京: 大法輪閣.
- 櫻部建 [1969] 『俱舍論の研究』京都: 法蔵館.
- 櫻部建 [1997] 『仏教語の研究』京都: 文栄堂, 1997. 増補版 (初版, 1975).
- 竹中智泰 [1974] 「インド實在論學派の普遍論」『東方学』48.
- 竹中智泰 [1979] 「第十三章 普遍の考察」昭和 53 年度科学研究費補助金総合研究 (A) 『八世紀インドにおける仏教と他学派との対立と交渉 (『タットヴァサン グラハ』研究) 研究報告』.
- 干潟龍祥 [1954] 「世親年代再考」宮本正尊教授還暦記念論文集『印度学仏教学論集』東京: 三省堂.
- 福田琢 [1990] 「十四心不相応行法の確立と得・非得」『印度学仏教学研究』39-1.
- 村上真完 [1990] 「諸行考 (IV)」『仏教研究』19.

## (2) 欧文

- Cox, C. [1995] *Disputed Dharmas: Early Buddhist Theories on Existence*. Studia Philologica Buddhica, Monograph Series 11. Tokyo: The International Institute for Buddhist Studies.
- Halbfass, W. [1992] *On Being and What There is*. Albany: State University of New York Press.
- Jaini, P. S. [1959] “ The Development of the Theory of Viprayukta-Saṃskāras. ” *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, 22-3.
- Matilal, B. K. [1977] *Nyāya-Vaiśeṣika*. A History of Indian Literature, Vol. 6, Fasc. 2. Wiesbaden: Otto Harrassowitz.
- Nozawa, M. [1994] “ On the *Vaiśeṣikasūtra* 1. 2. 3. ” *Asiatische Studien Études Asiatiques*, 48-2.

キーワード 説一切有部, 心不相応行, 衆同分, Vaiśeṣika, 普遍

(2001 年 8 月 3 日脱稿)